

広島地方裁判所委員会（第34回）議事概要

第1 開催日時

平成28年3月2日（水）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 江種則貴，大久保隆志，太田玲子，小西洋，佐々木和宏，高尾ひとみ，
中西敏夫，平岡真，宮崎英一，矢仲徹太郎（敬称略 五十音順）

[説明者] 佐々木広島簡易裁判所裁判官，大脇広島簡易裁判所庶務課長，豊岡
民事次席書記官

[事務担当者] 細木民事首席書記官，山頭刑事首席書記官，岡田刑事次席書記
官，清山事務局長，倉迫総務課長，別府総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，▲委員長代理，●委員，◆説明者）

1 新任委員の紹介

新任委員の佐々木委員，宮崎委員から自己紹介がされた。

2 委員会の傍聴について

佐々木委員から申出のあった司法修習生1人が本日の委員会を傍聴するこ
とが了承された。

3 委員長互選

宮崎委員が委員長に選任された（互選の様子は，別紙第1のとおり）。

4 新委員長挨拶

委員長から挨拶がされた。

5 議事「民事調停について」

調停の申立てを希望する来庁者に対する手続教示の場面を説明者等がロー
ルプレイングし，相手方に送付する呼出状等の書類一式を配布した後，手続
教示及び相手方に送付する書面の分かりやすさなどについて意見交換が行わ
れた（意見交換の内容は別紙第2のとおり）。

6 次回期日及びテーマ等について

次回期日は後日調整することとし、「裁判員裁判について」意見交換することとした。

(別紙第1)

- ▲ 委員を長くお務めいただいている一号委員の方から順次御意見を伺いたい。
- 前の所長である中本委員長は適切に委員会を運営していたと思うので、今回も宮崎所長が適任ではないか。
- いつも所長が委員長をなさっているし、裁判所の実情が分かっている方に委員長をやっていただいた方がいいのではないか。
- 一般的に行政機関の第三者委員会的なものは外部の方が委員長をし、司会進行しているケースが多いと思うが、委員の意見をしっかり踏まえて議事進行をしていただくということをお願いするほかは異論はない。
- ▲ 大方の御意見は委員長は宮崎委員で差し支えないということだろうと思うので、宮崎委員に委員長をお願いすることによろしいか。

(異議なし)

- ▲ それでは宮崎委員に委員長をお願いする。

以 上

(別紙第2)

- ケースバイケースだとは思いますが、弁護士として、こういう場合は弁護士が話を
する方が簡単ですよとか、こういう場合は調停の方がいいですよというもの
があるのか。
- 調停を使わずに直接相手と交渉する場合もあるが、それでうまくいかない場
合や直接の話合いが難しい場合は、第三者に間に入ってもらった方が話しやす
くなるので調停を使うことがあるし、裁判までせずに話合いで解決したいとい
う場合も調停を使うことがある。

また、相手に請求する金額が低い場合は弁護士に報酬を払っていたら手元に入
ってくる金額がほとんどなくなってしまうようなケースもあるので、その場合は
「調停なら弁護士を雇わなくても御自分でできますから、やってみたらどうです
か」とか、「あなたが直接本人と交渉するのは無理でしょう。でも調停ならでき
るかもしれませんよ」とか、「裁判になったら弁護士を雇わないと無理かもしれ
ませんね」というようなアドバイスをしたりする。

裁判所の職員は、どうしたらいいかという内容的な相談には応じられない
が、書類をどう書けばいいかというのは丁寧に教えてくれる。そういう身近な裁
判所ということで、調停の意義があるのではないか。

- 受付案内センターでは、調停、支払督促、少額訴訟、通常訴訟のメリットと
デメリットについてどのように説明しているのか。
- ◆ 「簡易裁判所の紛争解決手続」というペーパーを用いて簡単に説明してい
る。まず、話合いか訴訟かというところで調停と訴訟の違いについて説明し、
金銭請求であれば、請求額によって、少額訴訟と通常訴訟の違いも説明してい
る。少額訴訟については、費用が安いと誤解されないようにし、きちんと1回
で審理を終えるように準備をしていただかないといけないということも説明し
ている。

支払督促は、書面審査というところがほかと大きく異なる点であるが、相手方
から異議を述べられると訴訟手続に移行するという事も説明している。

- 今回のロールプレイングでは、調停の申立てをしたいと言われたら調停のこと
しか説明しないような感じだったが、実際はどうか。

◆ 最初から調停がしたいと言って来られても、調停手続について具体的に理解をなさっているかどうか、その他の手続との違いを本当に理解をなさった上で調停を選択していらっしゃるかというところがあるので、簡単に、通常訴訟、少額訴訟、調停、支払督促の4つの手続を説明している。

● 受付担当者の説明は非常に丁寧で、思っていた以上にお役所的ではなかったという印象を受けた。しかし、調停申立書に出てくる言葉、例えば「送達」という言葉があるが、これは普通感覚では「送付」と言うのではないかと思う。

それから、期日の決め方についても、一般常識的に考えると、いきなりこの期日で来なさいというのは非常識な、失礼なやり方だと思う。強制的な手続であればやむを得ないと思うが、調停というお互いの合意のもとに解決を図ろうという制度においては、一方的過ぎる気がする。もっとも、一方的なやりの方が期日に来てもらいやすいといったメリットがあるのかもしれないが、いくつかの候補日から選んでもらうというやり方もあるのではないか。

また、手数料の支払い方が非常に複雑である。印紙を買ってきて貼ったり、切手を決められた内訳で買ってきたりというところは、裁判所の都合という印象を受ける。

ほかの役所でも証書や印紙は納めるが、切手の券種まで細かい指定をするというのはいかがか。今は、コンビニやQ U Oカードで決済するなど、いろいろな決済方法が増えてきている中で、余りにも旧態依然としていると感じた。

● 調停申立書を書いてもらう際、事情の聞き取りがとても理路整然としていたし、申立書も合理的にできていると思う。

しかし、申立てをした方が申立書に自分の思いが表れていないという気持ちにならないかなと感じた。例えば、人は「私はこんなに良くしてあげたのに、こんな目に遭わされた」みたいなところを本当は一番に言いたかったりすることが多いが、この申立書には表されていない。調停にして良かったという感想を持ってお帰りになるのかなと思う。

● 今おっしゃった「思い」の部分は「連絡票」の別紙に丁寧に書いてあるが、これは申立てをした人は見るできないのか。

◆ まず、1点目、申立書に使われている表現ぶりの問題だが、この申立書は最高裁が作成している全国共通のものなので、この申立書を使用する際、利用なさる方に理解してもらえていないと感じるときには、補足して説明するようにしている。

2点目、調停の受付では、1回にせいぜい30分程度しか時間をかけることができない。申立人にいろいろな思いがあり、それを是非調停の場で相手方に伝えてもらいたいということであれば、申立書に記載するのは必要最小限のことにして、その他は調停の場で調停委員会に対して直接話をさせていただくようにしている。

初回の調停期日は、大体1回、2時間程度時間をとっており、申立人から1時間、相手方から1時間という感じで調停委員が事情聴取しているので、そこで申立人の思いは実現されるのではないかと思っている。

それから3点目だが、「連絡票」はあくまでも受付担当者が受付の際に事情聴取をした内容を適切に調停委員会に伝えるためのものなので、調停事件の記録の一部にはならないし、申立人が見ることはない。しかし、調停の席上で、調停委員が「あなたからこういった事情をお聞きしているが、実際にはどうなのでしょうか」というふうに申立書と「連絡票」に記載の内容を全部見た上で、一つ一つ当事者に事実の確認をしている。

- 調停期日の呼出状などは普通郵便で送っているのか。送付される書面が間違っ
て他人の所に届き、内容を見られたりすると嫌な思いをするので、少し費用
を多く払っても、きちんと宛名の人に届く方法がいいと思う。
- ◆ 相手方に対する期日の呼出等は普通郵便で行っている。郵送の方法を申立人
に意向確認するケースとしては、調停の申立書で契約解除の意思表示をするよ
うな場合である。この場合は、相手方がいつ受領したかが分かる特別送達とい
う厳格な方法で行っており、申立人に必要な郵便切手を納めていただいている
が、全てのケースにおいて郵便の方法について意向を確認することはしていな
い。
- そこが裁判所と一般の人のずれだと思う。調停で裁判所に行くというのは一
般の人にとっては非常にハードルが高い出来事で、病院を受診するのとは大分

違う。

- 10年くらい前になると思うが、私も裁判所から普通郵便で封書もらったことがある。相手方と事前の交渉をしていたので、ある程度予想はできていたが、それでもやはりびっくりした。普通郵便でさえ驚いたので、書留や特別送達だともっとびっくりしたのではないかという気がする。

あと、「調停期日呼出状」という書面についてだが、「事件」，「出頭」という言い方が気に掛かる。

「事件」という言葉自体に罪はないというか、ニュートラルな言葉ではあるが、犯罪のイメージがついて回るような言葉遣いと感じるし、「出頭」というと、被告人になったような気分させるような言葉遣いだと思う。最高裁の統一ルールかもしれないが、変更できるものなら変更してもらえればという気がする。

一方同時に思うのは、ほとんどの人は調停という仕組みを知らないのだろうと思う。知らないことでなおさらこういう言葉遣いに敏感に反応してしまうところがあるのかもしれない。書類の分かりにくさ、書きやすさもさることながら、調停という仕組みをもう少し国民に理解してもらおう取組をしっかりとすれば、書面をもらった人がびっくりするようなところも緩和できるのではないか。

- 「ご存知ですか？簡易裁判所の民事調停」というリーフレットを期日呼出状などと一緒を送るだけでも随分印象が違うと思う。

恐らくほとんどの方が民事調停を知らないと思うが、調停の相手方に送る呼出状と同封している「調停について」という書面は、民事調停というのは知っているのが当たり前という前提で「御参考までに概略をお伝えします」と、すごく上から目線のような書き方がしてある。これではなかなか理解を得られないと思うし、普通受け取った側は委縮してしまう。「変なことを聞いたら不利になるのではないのか」と心配になったり、言いたいことが言えなくなったり、弱い立場の方にとっては非常に不利に働くような気がする。期日呼出状やそれと同封する書面などは、少しでもソフトにした方が良いと思う。

- 「事案」ではなく「事件」番号なのか。
- 裁判所内部では調停事件ということで、事件として扱っている。裁判所は事

件を解決するところでもあるので、「事件」という言い方をしているが、中には、刑事的な色彩で被告人みたいな感じを受けてしまうということも分かる。

「調停について」という書面の内容を見直し、それでその色彩が埋められる可能性もあると思う。

- 裁判所から送られる書類は、警察から送られてくる書類に比べると随分やわらかい。

裁判所から書留等でやってくるとびっくりすると言う方もいらっしゃるかもしれないが、例えば、うちの病院のように郵便が山のようにやってくるころは、普通郵便だと重要な書類だと思わずぞんざいな扱いをしてしまうことがある。書留や内容証明で送られれば、それなりの扱いをされるのではないか。

- 弁護士から内容証明郵便が送られても、「申し訳ありません」と、平謝りで連絡をしてくる人もいれば、「こんな失礼な」と激怒する人もいるので皆さんにお聞きしてみたい。裁判は、欠席すれば敗訴判決を受けてしまうこともあるので、厳格な特別送達という方法をとっているが、調停は、出頭しなくても欠席判決を受けるなどの大事には至らないので普通郵便という方法をとって、差を設けているのだと思う。

調停という話合いの手続のときに、どちらの方法を利用した方が好ましいと思われるのだろうか。

- 調停も正当な理由なく欠席すると5万円以下の過料の制裁をすることができるので、そういう制裁をする可能性があるものについては特別送達で送ることになるが、調停は、お互い譲り合って話し合うものだし、欠席すると5万円の過料に処すぞという書面が届くと、それだけで来られなくなることも考えられるので、普通郵便で送っている。裁判所としては、そう考えているが、受け取られる側としては特別送達という形でガチッと送られるのと普通郵便で送られるのとどちらが良いと思われるのか。

- 確実に相手に届けたいという意志があれば、簡易書留とか、特別送達とかサインをもらう方法が良いと思う。

私どもの事業部でイベントのチケットを送るときもトラブルが起こらないように簡易書留にしている。調停のように大事なことは、すっぽかしたら相手の心証

を更に悪くするので簡易書留にしたほうが良いと思う。

- どちらにせよ裁判所から郵便が来たら、それだけでびっくりするので、それであればきちんとしたほうが良いのではないか。もし運用で何とかなるのであれば、選択肢を与える説明を一言入れてもいいと思う。

先日、県警本部から支払調書が簡易書留で送られてきた。そのときは「えっ、こんなものまで簡易書留で来るの」と思ったが、確実に届くので、その方が良かったとも思った記憶がある。

- 架空請求で裁判所をかたるという手口もよくあるが、架空請求は、はがきで送られ、裁判所は封書で送られることから、今のところ、間違われることはないと思う。しかし、そのうち悪質な者が架空請求を封書で送るようになったとしたら、架空請求と差をつける意味で、裁判所から送る書類は簡易書留ぐらいにしたほうが良いと思う。

裁判所から郵便が来るというのは、一生のうちに何回もあることではないので、そういう意味では普通郵便でも特別送達でも驚くことに違いはないかもしれないが、特別送達というとびっくりする度合いがもっと大きくなる一方、簡易書留だと「簡易」な感じがして救いになるような気がする。

マンションなどでは、隣のビルの同じ部屋番号の郵便が間違っって届けられることがある。裁判所からの郵便物が間違っってほかの家に届けられ、その家の人から「どんな悪いことをしたのか」と思われたかと思うと、ショックなので確実に本人のところに届けるための何らかの手段をとっていただきたい。

- 調停申立書の住所・氏名は申立人が書いたものであって、それが本当に正しいかどうかは検証していない。部屋番号が間違っっていたとしても郵便配達の人には間違っった部屋に配達してしまうように思うので、特別送達とまでは言わないがせめて簡易書留で、確実に本人に届くようにして送ってほしい。
- 裁判所に来て調停の申立てをする際、情報をどの程度持っていけば受付を完了してもらおうことができるということが開示されているのか。

例えば、相手方の住所、名前、電話番号、申立人の印鑑、手数料の1,000円、証拠をもし出そうとするのであれば原本は要らないが、コピーを2部出さないということなどがあらかじめ分かっているならば、敷居が低くなると思うし、割

と手続も楽になるのではないかと思う。逆に、書類などが不足してまた出直さなければならぬとなると、どんどん敷居が高くなっていく気がする。

- ◆ 裁判所のホームページに申立書の書式や、証拠としてはどのようなものがあるかなど、ある程度のことは掲載されている。
- ホームページは自ら見に行かないといけないので、もう少し情報発信をした方が良いと思う。「あれを出しなさい、これを出しなさい」、「これでは受付は完了しません」と言われ、裁判所に申立てのために何度も来なければならないということになると、必ず敷居が高くなる。なるべく簡単な手続で円満に解決できれば一番良い手法だと思うので、できるだけ情報を示して、できるだけ手続が1回で済む方が良いと思う。
- ホームページには、調停を利用するとどのくらいのケースが解決してどのくらいのケースが調停ができず、裁判になったということが掲載されているのか。
- ◆ データブックなどの最高裁判所が発行する文献には掲載されているが、一般の方が見られるという状況にはないし、ホームページにも掲載されていないと思う。
- 解決率はどのくらいか。
- 広島簡易裁判所では、平成27年度に346件終局したが、そのうち成立が109件で32%、調停に代わる決定が97件で28%、取下げが55件で16%である。
- 裁判所外で話し合いができて調停を取り下げるという場合もあるようだし、6割を超えるものが調停で解決しているというところである。一般の方としては、これが分かると調停を「利用してみようか」という気になるという感じだろうか。
- 調停がどのようなものかをもっと国民に周知徹底、PRをした方が良いと思う。

調停はこういう手続で、こう進んで、というのが分かった方がより身近に感じてもらえることができるし、裁判所の敷居が多少でも低くなるかとも思うので、今日のロールプレイングをそのまま広島地裁のホームページに載せるというのも一

つのやり方かと思う。

ちなみに、今回のロールプレイングのケースであれば、最終的にどういうジャッジをするのか。

- ◆ 今回のロールプレイングのシナリオは、研究会等で使用する架空の事件を題材にしたシナリオを元に作成したものである。

今回のケースは、申立人が相手方に100万円の貸金返還請求をしているが、この場合、申立人の言い分が通るためには、金銭の返還約束があったという事実が証明されなければならない。訴訟であれば、それが証明されなければ請求は認められないということになる。調停の場合も同じような作業をすることになるが、今回のケースは返還の約束があったというところを手堅くは認定できない状態である。そうであれば、相手方は申立人に対し100万円を返せという形で調停が進むことはあり得ないが、申立人は貸したということにこだわりを持っており、調停が不成立になれば訴訟も辞さないとも言っている。そのような中、相手方は100万円の贈与を受けて助けてもらったというのは事実だし、贈与されたということにこだわりを持つまでもないので、申立人がそう言うのであれば、解決金という形で支払うことはやぶさかでない、というところで双方の落ち着きどころが出てきて、シナリオ上は20万円の解決金を支払う形で解決したことになる。

申立人と相手方がそれぞれ何にこだわりをもって、心の中でどのような答えを持っているのかを調停委員会が引き出しながら、双方にとって一番落ち着きの良い解決へ導いていくということが調停なので、20万円の解決金を支払うことでの解決が正解かどうかというのはあくまでも相対的な問題である。

- 当事者がどこの辺りにこだわっているかを調停できちんと導き出して、人的な関係も含めて一番良い解決を目指していくという感じだろうか。
- ◆ 思いの部分も大切にしなければいけない側面はあるが、それが申立書に出てくると、今回のケースで言えば「貸したのに恩をあだで返すような」という言葉が申立書の中に出てくると、相手方は「頂いた」という認識を持っているので、申立書を見た時点で感情のもつれが増幅してしまう危険性もある。

したがって、思いの部分は申立書に書いていただくよりも、調停委員が調停の

当日に伺い、相手方からも受け止め方をそれとなくお尋ねする方が、お互いの溝を埋めていく上では良い方法かと思う。

ケース・バイ・ケースではあるが、思いの部分を申立書に書いていただいた方が良い場合もあるが、今回のケースのように、むしろ書かない方が、話し合いを円満に進めるといふ環境整備には結びつくのではないか。

以 上